

契 約 書 (案)

岡山市 (以下、「甲」という。) と, (以下、「乙」という。)
とは, 岡山市御津老人福祉センターで使用する電気の購入に関し次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第 1 条 乙は, 別紙仕様書に基づき岡山市御津老人福祉センターで使用する電力を需要に応じて供給し, 甲は乙にその対価 (以下、「電気料金」という。) を支払うものとする。

(契約金額)

第 2 条 契約金額は, 次のとおりとする。

| | | |
|--------------|------|------------------------|
| 基本料金 単 価 | | 円/kW (消費税及び地方消費税を含む。) |
| 電力量料金 単 価 | 夏 季 | 円/kWh (消費税及び地方消費税を含む。) |
| | その他季 | 円/kWh (消費税及び地方消費税を含む。) |

(夏季 7月1日～9月30日)

2 乙の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは, 甲と乙とが協議して, これを改定できる。

(契約期間)

第 3 条 契約期間は, 契約日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(履行期間)

第 4 条 履行期間は, 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(契約保証金)

第 5 条 甲は, 本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第 6 条 乙は, 本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し, または承継させてはならない。ただし, 甲の承認を受けた場合は, この限りではない。

(使用電力量の増減)

第 7 条 甲の使用電力量は, 甲の都合により予定使用電力量から変動することができる。

(契約電力の増減)

第 8 条 各月の契約電力は, その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち, いずれか大きい値とする。

(使用電力量の計量及び検査)

第 9 条 毎月の電力量の計量日は, 甲と乙とが協議の上各月ごとに定めるものとし, 乙は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し, 甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第 1 0 条 電気料金は, 基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときには, その端数を切り捨てた金額) とする。

- 2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、乙は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。
- 3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第2条第1項に規定する小売電気事業者の定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費等調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ甲と乙とが協議の上定めるものとする。
- 4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金については、本市を管轄する小売電気事業者が定める供給条件による。
(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 乙は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)を1か月毎に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した後、乙が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、乙が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、乙は、その支払わない額に当該指定期日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な事由がなく期間内に契約の履行をしないとき、又はその履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。
- (3) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
- (4) 契約の履行に当たり甲の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。
- (6) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又は支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

キ 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。

(7) 甲から岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、第8項第1号又は第9項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、法令、岡山市契約規則又はこの契約に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は、解除の日から契約期間満了の日までの予定使用電力量で第10条第1項に基づき算定した電気料金の総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 前条（第7号を除く。）の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第1項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。

(甲の都合による契約の解除等)

第13条 甲は、契約の履行中において、第12条に規定する場合のほか必要があると認めるときは、契約を解除し、又は履行を中止させることができる。

2 前項の規定により契約を解除し、又は履行を中止させた場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、損害額は、甲が乙と協議して定める。

(談合その他の不正行為の場合における賠償金)

第14条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約期間中に係る予定使用電力量で第10条第1項に基づき算定した電気料金の総額の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。

3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる

(契約解除後の処理)

第15条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 甲は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を乙に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(守秘義務)

第16条 甲及び乙は、この契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 甲及び乙は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 この契約について、次年度以後の歳入歳出予算が減額・削除された場合には、この契約の変更・解除を行うことがある。また、甲は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第18条 この契約の条項について疑義があるとき又はこの契約の条項に定めのない事項は、入札説明書等に示された条件に基づき、甲と乙とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、岡山地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森 雅夫

乙

契約に関しては、本契約書（案）を基本とし、電気料金の構成、算定、支払方法等について、落札業者と個別協議のうえ、落札業者の電気契約要綱等に応じて条文等の詳細を決定することとします。